

第5回教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年5月20日(月) 開 会：14時30分
閉 会：15時33分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 保育幼稚園課長 保育幼稚園課長補佐
保育幼稚園課係長
- 5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査
- 6 議事日程等

| 日程順位 | 件 名 |
|------|---|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 2 | 報告第9号 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
| 3 | 報告第10号 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について |
| 4 | 報告第11号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について |
| 5 | 報告第12号 周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について |
| 6 | 報告第13号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |
| 7 | 議案第13号 周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に係る意見について |
| 8 | 議案第14号 周南市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見について |

- 8 委員会協議会 (1) 6月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課)
- (2) 保護ツルの移送について
(報告者：生涯学習課)

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

教育長

ただ今から、「令和元年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、松田委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

| | |
|---|--------------------------------|
| 2 | 報告第9号 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
|---|--------------------------------|

教育長

続いて日程第2、報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

1ページ、報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページを御覧ください。本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行うこととしています。

委員の任期は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年としており、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者の内から選任した委員で組織されることになっております。

この度、新たに20名の委員の委嘱を行いました。

小・中学校の校長及び教員、関係機関の委員の決定に時間を要し、このたびの報告となっております。以上で報告を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第9号を承認いたします。

| | |
|---|---------------------------------|
| 3 | 報告第10号 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について |
|---|---------------------------------|

教育長

続いて日程第3、報告第10号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

3ページ、報告第10号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づく

ものでございます。

4 ページを御覧ください。周南市教科用図書研究調査協議会につきましては、今年度は、小学校の全教科の教科書及び中学校「特別の教科 道徳」を除く全教科の教科書の選定がございすることから、周南市教科用図書研究調査協議会規則に基づき、新たに委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

当協議会の委員の任期は、周南市教科用図書研究調査協議会規則第 5 条により平成 31 年 4 月 1 日から 8 月 31 日となっております。委員は、周南市教育委員会委員、周南市立小・中学校の校長及び教員、周南市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、及び教育長で組織されることになっており、議案書にお示ししている皆様に、委嘱をいたしました。

小・中学校の校長及び教員及び、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。教育委員の皆様も、お忙しい中恐縮ではございますが、教科書選定にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

教育長

何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第 10 号を承認いたします。

| | |
|---|------------------------------|
| 4 | 報告第 11 号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について |
|---|------------------------------|

教育長

続いて日程第 4、報告第 11 号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

引き続き、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

5 ページ、報告第 11 号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項に基づくものでございます。

6 ページを御覧ください。周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある子供の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、第 4 条により平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第 3 条により、当協議会の委員は、幼・小・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医、学識経験者等で組織されることになっております。議案書にお示ししている皆様に、委嘱をいたしました。

各機関の代表者の選出や選任に時間を要し、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第11号を承認いたします。

| | |
|---|--------------------------------|
| 5 | 報告第12号 周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について |
|---|--------------------------------|

教育長

続いて日程第5、報告第12号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件についても、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

説明に入る前に、先ほど正誤表の配付をさせていただいておりますが、議案書16ページ、富田中学校の学校運営協議会委員の所属団体・職名等の欄に誤りがございました。おわびして訂正させていただきます。

それでは7ページ、報告第12号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

8ページを御覧ください。本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

学校運営協議会委員は、昨年度の5月定例会で報告しておりますとおり、任期は平成30年4月1日から今年度末までの2年として、既に選任しておりましたが、この度、周南市PTA関係者や、関係行政機関の職員、周南市立小・中学校の教職員等の人事異動などに伴い、学校運営協議会委員の一部の委員に変更がありましたので、委員の解嘱及び委嘱を行いました。

議案書8ページから12ページ上段、委員について平成31年3月31日付で解嘱を行い、12ページ中段から16ページの皆さんに4月1日付で新たに、委嘱を行いました。

なお、任期につきましては、周南市学校運営協議会規則第5条のただし書きにより、この度、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とされますことから、残りの期間であります令和2年3月31日までの期間となります。それぞれの関係機関等の決定に時間を要し、このたびの報告となっております。以上で報告を終わります。

教育長

はい、何か質問がございませんか。

池永委員

所属団体職名等と書いてあるところは、規則で必要なのであれば良いのですが、去年は「地域連携の要」というのがあって、これは職名ではないのではないかとお話ししました。本人の希望なのか分かりませんが、少し職名ではないものが記載されていることがどうなのかなと思いました。例えば徳山小学校では学識経験者、他にも地域住民という記載があり、こうしたものは職名ではないと思います。もし、本人がどうしても入れてほしくないということであれば仕方ないと思います。

教育長

ただいまの件、学校教育課から説明することはありますか。

学校教育課長

ありがとうございます。昨年度の反省がいかせておりませんでした。大変申し訳ございません。こちらの方は学校から出てきたものであり、わかりやすいだろうということで、そのまま転記させていただいたところがございます。そのあたり、来年度ははっきりできるように検討していきたいと思います。

教育長

これはそもそも、学校運営協議会の委員さんを考えたときに何らかの組織に所属しているということが要件なのかどうかということですね。委嘱された方がどんな方なのかをわかりやすくするために、こういった表記があるのであって、役職等の記載が委嘱に影響があるというものでは決していないということです。たしか3名くらいの方が、学識経験者とか地域住民という記載となっていました。それはそれで問題はないのだろうと。表記をどうするのかという課題はあると思います。

その他、何か質問がございますか。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

それでは、報告第12号を承認いたします。

| | |
|---|-----------------------------------|
| 6 | 報告第13号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |
|---|-----------------------------------|

教育長

続いて日程第6、報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課の橋野でございます。報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づくものでございます。

議案書の18ページをお願いします。学校給食センター運営審議会は、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、平成31年3月末での任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。この度は全員改選であり、各機関からの委員選出に時間を要しましたことから、この度の委員会報告となりました。委員の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。委嘱期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間となります。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

ご質問ございませんでしょうか。

池永委員

小学校PTAの新南陽地区、^{つるもと}轟本さんは、菊川小学校となっておりますが、実際には新南陽地区ではないと思います。これまではほとんど新南陽の中の学校から委嘱されていたと思うのですが、今後、徳山西学校給食センターの配送エリアに菊川地区も含まれることから、新南陽地区に含めても良いということに変えられたのでしょうか。

学校給食課長

はい、今後、そういう形にはなるのですけれども。

教育部長

申し訳ございません。調べさせていただいて後ほど回答させていただきます。

教育長

その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、報告第13号を承認いたします。

| | |
|---|---|
| 7 | 議案第13号 周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に係る意見について |
|---|---|

教育長

続いて日程第7、議案第13号「周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に係る意見について」を議題といたします。

この件について、保育幼稚園課から説明をお願いいたします。

保育幼稚園課長

保育幼稚園課長の穴田と申します。よろしく願いいたします。本日は、お時間をいただきありがとうございます。

それでは、議案第13号「周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に係る意見聴取について」ご説明を申し上げます。

ページは19ページから22ページになります。

まず、提案理由ですが、これは周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づきお諮りするものです。

幼保連携型認定こども園に関する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第2号におきまして、市長の職務権限とされておりますが、幼児教育・保育を一体的に行う施設であることから、同法第27条第1項におきまして、「幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。」、また、同条第2項では、「地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と定めてあります。

現在、周南市では、子どもの健やかな成長と子育て支援のための適切な環境確保を目的に、幼稚園及び保育所の再編整備に取り組んでおります。

しかしながら、児童数の減少や施設の老朽化等により、今後の園運営に課題を持ちつつも、教育・保育のニーズがあり、統廃合や民営化が難しく整備が進んでいない箇所もございます。このことから、今後、幼稚園及び保育所の再編整備を進めるうえで有効な手段のひとつとして、公立での「幼保連携型認定こども園」の設置を検討しているところでございます。

以上のことから、今後の設置に備えるため、議案に添付しております「周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（案）」のとおり規則を定めたいと考え、ご意見をお伺いするものです。

それでは、規則の内容について、ご説明させていただきます。資料は21ページとなります。

まず、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の意見を聴く事項を定めることとしております。

教育委員会の意見を聴く事項は3項目とし、第1号教育課程に関する基本的事項の策定に関すること、第2号設置、廃止又は休止に関すること、第3号その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるものとしております。

第1号及び第2号につきましては、教育委員会にご意見をお聴きする基本的事項として定めるもので、第1号につきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく「こども園教育・保育課程」の作成にあたり、ご意見をお伺いするものです。

第3号につきましては、第1号及び第2号以外についても、教育委員会との積極的な連携を図る事項があることを想定して規定するものです。

具体的な事項は市長が個別に判断することとなりますが、教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則において教育長に権限が委任されていない事項で認定こども園でも該当するものを想定しております。

例えば、同規則に1件5000万円を超える工事の計画を策定することとありますが、認定こども園についても対象となる工事等を計画する場合には、ご意見をお伺いすることとなると思います。

最後に、附則で、この規則は公布の日から施行するとしておりますが、この審議においてご異議がない旨のご回答をいただきましたら、直ちに公布する予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ご意見の前に、この議案第13号の議案の主旨についてご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、このことについての意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育委員会としては異論なく、議案第13号を原案どおり決定するというところで、市長に回答することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第13号を決定します。

ここで暫時休憩いたします。

次の会議は、15時5分から再開いたします。

教育長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まずは先ほどの学校給食課についてのご質問の回答からお願いします。

学校給食課長

学校給食課です。先ほどのご質問なのですが、平成30年4月から、PTA連合会の方にお問い合わせいたしまして、徳山西地区の学校を徳山地区に入れると、審議会委員に選ばれる機会が

少なくなるということで、新南陽地区に含めさせていただきました。いずれ給食センターもひとつになるということで、その選定で新南陽地区という形で含めさせていただいております。

教育長

では、お手元に配布させていただいております、休憩前の議案第13号の決定を受けまして、追加議案第14号「周南市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見について」が提出をされました。

ここで、皆様にお諮りします。

これを日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、ご異議ないものと認め、日程に追加することといたします。

| | |
|---|------------------------------------|
| 8 | 議案第14号 周南市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見について |
|---|------------------------------------|

教育長

ここで、追加議案である、日程第8、議案第14号「周南市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見について」でございますが、周南市立幼保連携型認定こども園の設置方針については、最終的な意志決定前であります。また、議会や市民の皆様方への周知につきましても前段階でもあり、適切な審議確保の観点から周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。

議案14号を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※出席委員全員挙手)

【以下、非公開】

教育長

それでは、秘密会を終了します。

その他に何かございますか。よろしいですか。

以上をもちまして、「令和元年第5回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

大野 泰生 委員 _____